

生活保護制度の見直し—調査・指導権限の強化—

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○生活保護の見直し

◆当面の対応

・資産調査の強化(金融機関の「本店等一括照会方式」の導入)や「不正告発」の目安の提示等の制度運用の適正化

◆制度の見直し

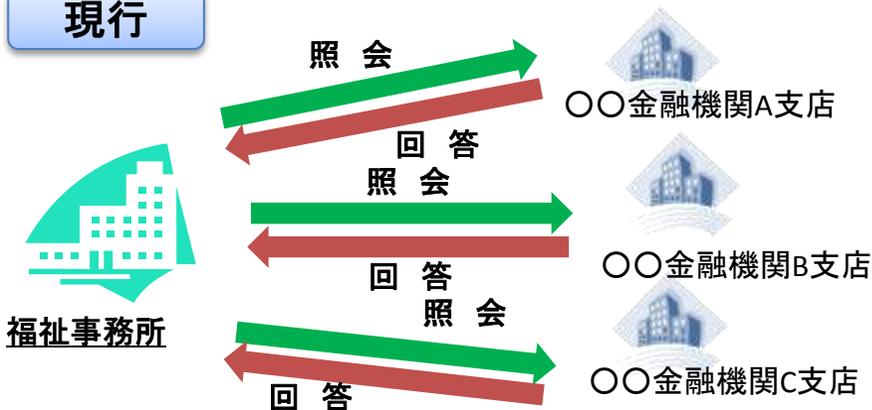
・調査・指導権限の強化

地方自治体の調査権限について、**拡大**(就労活動等に関する事項の調査、過去に生活保護受給者であった者も対象)を検討する。

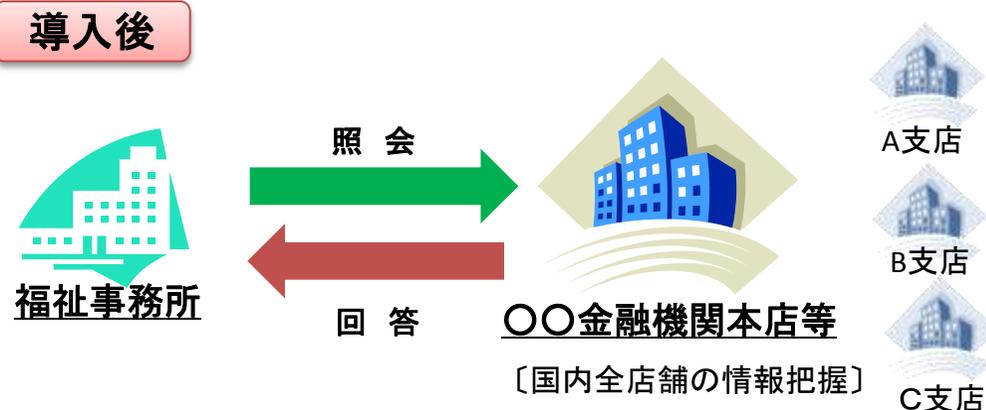
金融機関本店等への一括照会

現在、地方自治体が金融機関の各支店に個別に照会している資産調査について、本店等に照会した場合、国内全店舗における口座の有無等の状況を一括して確認できるようにすることにより、効率的、効果的な資産調査が可能になる。(関係団体と調整済みであり、平成24年12月から実施予定)

現行



導入後



生活保護法第29条の見直しの検討

現行、生活保護受給者等の「資産及び収入の状況」を対象としている。

調査項目に「**就労に関する状況**」等を加える見直しを検討する。
※あわせて、調査対象に「生活保護受給者であった者」も含まれることの明確化を検討する。

生活保護制度の見直し—「就労収入積立制度(仮称)」の検討—

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○生活保護の見直し

・「就労収入積立制度(仮称)」の導入

生活保護脱却のインセンティブを強化するため、就労収入の一部を積み立て、生活保護脱却後に還付する制度の導入を検討する。

課 題

- 生活保護制度では、収入があれば生活保護費はその収入分減額する(収入認定)のが基本。
- 現在は、就労インセンティブの観点から就労収入の一部を収入認定から除外し、手取りが増える仕組み(勤労控除)となっている。
- しかし、生活保護脱却後に税や社会保険料等の負担がかかるが、現在の仕組みでは、生活保護脱却に向けたインセンティブとしては弱く、自立が進まないと指摘されている。

見直しの方向性

- 生活保護受給中に就労した場合は、就労収入の一部に相当する額を積み立て、就労により生活保護を脱却した場合には、その積立額を還付する制度(就労収入積立制度)の導入を検討する。
- この制度の導入により、生活保護脱却後の税や社会保険料等の負担に対応できるようになり、自立が進むと考えられる。

